

呉市天応・吉浦地域包括支援センター(介護予防支援事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 呉市天応・吉浦地域包括支援センターが開設する介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、呉市、地域相談センター、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 呉市天応・吉浦地域包括支援センター

(2) 所在地 呉市狩留賀町3番16号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員 7名 介護支援専門員 2名(常勤兼務 2名)

看護師兼介護支援専門員 2名(常勤兼務)

社会福祉士兼介護支援専門員 3名(常勤兼務 2名)(非常勤兼務 1名)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(3) その他職員 事務員 1名(非常勤兼務) 准看護師 1名(常勤兼務)

その他職員は、介護予防事業に関する事務業務等に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内

(2) 使用する課題分析票の種類 呉市版アセスメントシート

(3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/3ヶ月以上

(指定介護予防支援の内容)

第7条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 指定介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、呉市天応・吉浦の区域とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、

その従業者に対し、研修を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し開催する。その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生等及び非常事態の体制で、早期の業務の

業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第12条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を

定期的に行う。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生したときは、速かに管理者に報告し、利用者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業所及び従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 呉市介護支援専門員連絡協議会の研修

(2) その他の研修

2 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、呉市天応・吉浦地域包括支援センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(以下、変更年月日・変更理由のみ記述する)

平成18年11月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成19年8月1日 一部改正

平成19年12月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成22年6月1日 一部改正

平成22年9月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成23年8月1日 一部改正

平成23年10月1日 一部改正

平成24年10月1日 一部改正

平成25年5月1日 一部改正

平成25年7月1日 一部改正

平成25年10月1日 一部改正

平成26年2月1日 一部改正

平成 26 年 3 月 1 日 一部改正
平成 26 年 7 月 1 日 一部改正
平成 26 年 9 月 1 日 一部改正
平成 26 年 10 月 1 日 一部改正
平成 26 年 12 月 1 日 一部改正
平成 26 年 12 月 31 日 一部改正
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 27 年 4 月 30 日 一部改正
平成 27 年 6 月 21 日 一部改正
平成 27 年 12 月 1 日 一部改正
平成 29 年 11 月 1 日 一部改正
令和 4 年 2 月 1 1 日 一部改正
令和 5 年 10 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 4 月 1 日 一部改正
令和 7 年 4 月 2 1 日 一部改正
令和 8 年 4 月 1 日 一部改正